平成２６年（フ）第１３９号
埼玉県所沢市緑町２丁目７番11号
債務者　旭総合開発株式会社
代表者代表取締役　杉山　玲子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
4　破産債権の届出期間　平成26年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後１時20分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３７８号
大阪市西区立売堀１丁目７番12号
債務者　有限会社西和マリンプロダクツ
代表者代表取締役　福田　功一
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　韓　　雅之
4　破産債権の届出期間　平成26年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４９６号
東京都台東区上野６丁目７番３号　幸正ビル４階
債務者　株式会社ティアラ
代表者代表取締役　上船　辰徳
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　久司
4　破産債権の届出期間　平成26年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３号
群馬県桐生市末広町６番８号
債務者　株式会社ライズ
代表者代表取締役　塚田　和男
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　正人
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前11時
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２５号
群馬県桐生市末広町1139番地23
債務者　有限会社クレスト
代表者取締役　塚田　千晶
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　正人
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前11時30分
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１５７号
仙台市青葉区荒巻字三居沢１番地の16　アルテイル青葉、従前の住所仙台市青葉区春日町８番14号　春日コーポ101
債務者　栗原　一郎
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
宮城県塩竈市字庚塚13番地
債務者　北谷　静子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
秋田県大仙市戸地谷字大和田130番地４　クローバー201号室
債務者　水谷　康信（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第６号
さいたま市桜区町谷４丁目23番６―311号
債務者　佐藤　久徳
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘２丁目４番３号　吉沢ビル203号室
債務者　渡辺　数彦
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
さいたま市浦和区元町２丁目31番８号　シャトレ元町102号室
債務者　冨樫美知明
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
埼玉県新座市野火止５丁目16番13号　フルール21・403号室　野田方、旧住所埼玉県三郷市三郷２丁目11番地７　ライオンズプラザ三郷305号
債務者　三浦　久子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
埼玉県南埼玉郡宮代町字中島196番地13
債務者　後藤かおり
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
埼玉県蕨市南町２丁目７番３号　蕨ペアシティー703号
債務者　近藤　幸作
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
埼玉県蕨市南町２丁目７番３号　蕨ペアシティー703号
債務者　金　　順愛
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３５１号
埼玉県川口市大字安行領根岸1696番地
債務者　小山　晴彦
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係